

「児童福祉行政指導監査の実施について」(通知)

新	旧
<p data-bbox="808 260 1055 336">児 発 第 4 7 1 号 平成12年4月25日</p> <p data-bbox="450 403 1106 722">【第1次改正】平成15年4月1日 雇児発第 0401010 号 【第2次改正】平成21年4月1日 雇児発第 0401002 号 【第3次改正】平成23年9月30日 雇児発 0930 第11号 【第4次改正】平成28年10月24日 雇児発 1024 第1号 【第5次改正】平成29年8月9日 子発 0809 第3号 【第6次改正】令和3年7月9日 子発 0709 第1号 <u>【第7次改正】令和5年3月31日 子発 0331 第14号</u></p> <p data-bbox="103 791 349 914">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="808 983 1032 1010">厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="331 1126 824 1153">児童福祉行政指導監査の実施について(通知)</p> <p data-bbox="103 1273 1070 1490">児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところ</p>	<p data-bbox="1845 260 2092 336">児 発 第 4 7 1 号 平成12年4月25日</p> <p data-bbox="1487 403 2143 675">【第1次改正】平成15年4月1日 雇児発第 0401010 号 【第2次改正】平成21年4月1日 雇児発第 0401002 号 【第3次改正】平成23年9月30日 雇児発 0930 第11号 【第4次改正】平成28年10月24日 雇児発 1024 第1号 【第5次改正】平成29年8月9日 子発 0809 第3号 【第6次改正】令和3年7月9日 子発 0709 第1号</p> <p data-bbox="1144 791 1391 914">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1845 983 2069 1010">厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="1368 1126 1861 1153">児童福祉行政指導監査の実施について(通知)</p> <p data-bbox="1144 1273 2112 1490">児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところ</p>

である。

ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を改め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。

なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。

おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。

- 1 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。
- 2 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一の実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。

別紙

#### 児童福祉行政指導監査実施要綱

##### 1 指導監査の目的

指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての設備・

である。

ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を改め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。

なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。

おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。

- 1 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。
- 2 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一の実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。

別紙

#### 児童福祉行政指導監査実施要綱

##### 1 指導監査の目的

指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基

運営基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

## 2 用語の意義

この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。

(1) 「都道府県」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市を、「都道府県知事」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を、それぞれ含むものとする。

(2) 「児童福祉施設」とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者及び里親をいう。

(3) 「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所に係る子どものための教育・保育給付費負担金をいう。

(4) 「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。

(5) 「実施機関」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。

## 3・4 (略)

## 5 指導監査の方式及び回数

指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。

(1) 一般指導監査は、次のアからエによること。

ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施機関）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。

イ 実施機関（児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村）の指導監査については、2年に1回以上の実地監査を行うこと。

準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

## 2 用語の意義

この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。

(1) 「都道府県」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市を、「都道府県知事」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を、それぞれ含むものとする。

(2) 「児童福祉施設」とは、子ども家庭局所管施設、小規模型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者及び里親をいう。

(3) 「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所に係る子どものための教育・保育給付費負担金をいう。

(4) 「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。

(5) 「実施機関」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。

## 3・4 (略)

## 5 指導監査の方式及び回数

指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。

(1) 一般指導監査は、次のアからエによること。

ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施機関）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。

イ 実施機関（児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村）の指導監査については、2年に1回以上の実地監査を行うこと。

ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条の

ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条の規定により、原則として、年度ごとに1回以上、実地による検査を行うこと。ただし、当該児童福祉施設について、以下のいずれかに該当する場合には、例外的に実地によらず検査させることができる。

① 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合（「その他やむを得ない事由」については、感染症が長期にわたって流行している状況を想定しており、一般指導監査に従事する職員の多忙など、都道府県側の事情は対象とされない。）

② 以下の事項を勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合

- ・前年度の実地検査の結果
- ・その児童福祉施設を設置してからの年数（児童福祉施設を設置してから3年を経過していることを目安とすること）
- ・その児童福祉施設が所在する都道府県における前年度の実地の検査の実施状況（その児童福祉施設が所在する都道府県における前年度の管内の児童福祉施設に対する実地検査の実施率が5割以上であること（令和5年度は、管内の児童福祉施設の5割以上に実地による検査を行う計画を立てていること））年1回以上の実地検査を行うこと。

実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。

また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。

エ 民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること。

6～8 (略)

9 指導監査事項

規定により、年1回以上の実地検査を行うこと。

エ 民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること。

6～8 (略)

9 指導監査事項

指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査事項」に準拠して実施すること。

児童福祉施設に対する一般指導監査では、直近の事案を踏まえ、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」のうち、二重線が引かれている項目を、より優先的かつ重点的に確認すること。

#### 10 指導監査実施上の留意事項

(1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。

(2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

(3) 児童福祉施設に対する一般指導監査において、実地によらない方法で一般指導監査を行う場合は、書面確認のみではなく、テレビ会議、電話による確認を組み合わせること。また、実地による一般指導監査となるべく同様の確認ができるよう、実地による検査で確認していたものと同じ書類を確認する、児童福祉施設の職員等に状況を聞き取る、テレビ会議ができない場合には施設・設備等の写真や目視に代わって監査項目を確認するための書類提出を求めるなど、工夫して一般指導監査を行うこと。その上で、実地によらない一般指導監査で疑念が生じた場合等には、速やかに実地の監査に切り替えること。

(4) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。

(5) 保育所に対して指導監査を実施する場合には、特に以下の点に留意すること。

① 市町村が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、保育所に対し指導監査を実施するときは、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成27年12月7日府子本第390号、27文科初第1135号、雇児発1207第2号）」を踏まえ、連携して効率的な指導監査を実施すること。その実施に当たっては、「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について（平成27年12月7日府子本第391号、27初幼教第28号、雇児保発1207第1

指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査事項」に準拠して実施すること。

#### 10 指導監査実施上の留意事項

(1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。

(2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

(3) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。

(4) 保育所に対して指導監査を実施する場合には、特に以下の点に留意すること。

① 市町村が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、保育所に対し指導監査を実施するときは、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成27年12月7日府子本第390号、27文科初第1135号、雇児発1207第2号）」を踏まえ、連携して効率的な指導監査を実施すること。その実施に当たっては、「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について（平成27年12月7日府子本第391号、27初幼教第28号、雇児保発1207第1

号)」も踏まえて対応すること。

② 死亡事故等の重大事故が発生した保育所については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成28年3月31日府子本第191号等）による事故後の検証結果を踏まえた対応状況等を確認すること。

③ 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導監査に反映させること。

別紙1 児童福祉行政指導監査事項

1 市町村児童福祉行政指導監査事項

(略)

2 施設指導監査事項

(1) 社会福祉施設共通事項

(略)

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着 眼 点
第1 適切な入所者支援の確保	
1 入所者支援の充実	[児童入所施設] (1) (略) (2) <u>被措置児童等虐待</u> （身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。  (3)～(8) (略) [保育所] (1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられている

号)」も踏まえて対応すること。

② 死亡事故等の重大事故が発生した保育所については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成28年3月31日府子本第191号等）による事故後の検証結果を踏まえた対応状況等を確認すること。

③ 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導監査に反映させること。

別紙1 児童福祉行政指導監査事項

1 市町村児童福祉行政指導監査事項

(略)

2 施設指導監査事項

(1) 社会福祉施設共通事項

(略)

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着 眼 点
第1 適切な入所者支援の確保	
1 入所者支援の充実	[児童入所施設] (1) (略) (2) <u>懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待</u> （身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。  (3)～(8) (略) [保育所] (1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられている

	<p>か。</p> <p>(2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。</p> <p><u>(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。(二重下線)</u></p> <p>ア <u>保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。(二重下線)</u></p> <p>イ <u>保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。(二重下線)</u></p> <p>ウ <u>保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。(二重下線)</u></p> <p>エ <u>職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。(二重下線)</u></p> <p>(4) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。</p> <p><u>(5) 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</u></p> <p><u>特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。(二重下線)</u></p> <p>ア <u>睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。(二重下線)</u></p> <p>イ <u>プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。(二重下線)</u></p>			<p>か。</p> <p>(2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。</p> <p><u>(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。</u></p> <p>ア <u>保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。</u></p> <p>イ <u>保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。</u></p> <p>ウ <u>保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。</u></p> <p>エ <u>職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。</u></p> <p>(4) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。</p> <p><u>(5) 事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</u></p> <p><u>特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。</u></p> <p>ア <u>睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。</u></p> <p>イ <u>プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</u></p>	
--	--	--	--	--	--

	<p>ウ <u>児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</u></p> <p><u>また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。（二重下線）</u></p> <p>エ <u>児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。</u></p> <p><u>通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）。（二重下線）</u></p> <p>オ <u>窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。（二重下線）</u></p> <p>カ <u>事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。（二重下線）</u></p> <p>キ <u>事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。（二重下線）</u></p> <p><u>（6）保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。（二重下線）</u></p>		<p>ウ <u>児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</u></p> <p><u>また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</u></p> <p>エ <u>窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。</u></p> <p>オ <u>事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</u></p> <p>カ <u>事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</u></p> <p><u>（6）障害児を含め、入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</u></p>
--	--	--	---



<p>第2 児童福祉施設 運営の適正実施の 確保</p>	<p>(7) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。 <u>(二重下線)</u></p> <p>[共通事項]</p> <p>(1) 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。<u>(二重下線)</u></p> <p>(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。</p> <p>(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(5) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。</p> <p>(6) 食中毒対策が適切に行われているか。<u>(二重下線)</u></p> <p>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>(8) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。<u>(二重下線)</u></p> <p>(略)</p>
--------------------------------------	--

別紙2 児童扶養手当支給事務指導監査事項

(略)

<p>第2 児童福祉施設 運営の適正実施の 確保</p>	<p>(7) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。</p> <p>[共通事項]</p> <p>(1) 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。<u>(二重下線)</u></p> <p>(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。</p> <p>(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(5) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。</p> <p>(6) 食中毒対策が適切に行われているか。<u>(二重下線)</u></p> <p>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>(8) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。<u>(二重下線)</u></p> <p>(略)</p>
--------------------------------------	--

別紙2 児童扶養手当支給事務指導監査事項

(略)